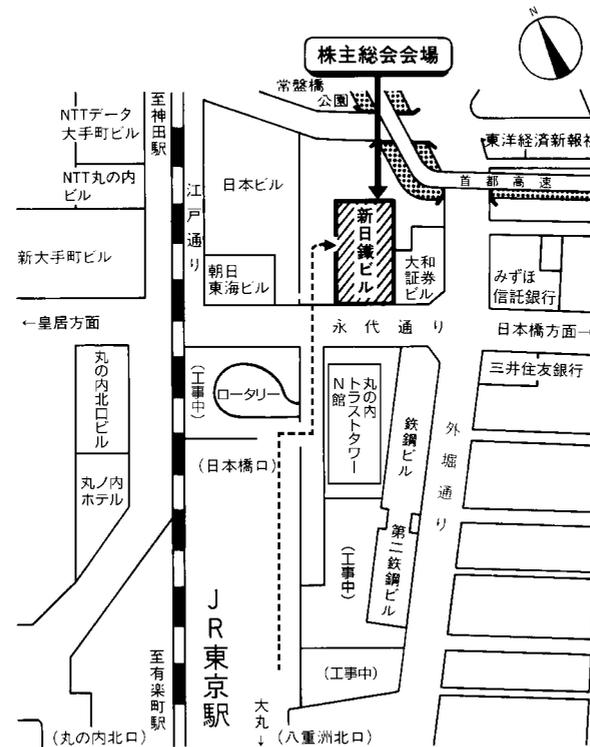


第82回定時株主總會会場御案内 (平成18年6月28日(水曜日)午前10時開催・午前9時開場)

会場……当社 ホール(新日鐵ビル2階)
東京都千代田区大手町二丁目6番3号 郵便番号(100-8071)
電話(03)3242-4111(大代表)

下車駅 { J R ……東京駅(日本橋口:徒歩約3分)
地下鉄……大手町駅(東西線:徒歩約6分、丸ノ内線:徒歩約14分、千代田線:徒歩約15分、三田線:徒歩約15分)
日本橋駅(東西線:徒歩約7分、銀座線:徒歩約10分、浅草線:徒歩約14分)
三越前駅(半蔵門線:徒歩約8分)



(御参考) 次のとおりお越しいただくのが便利と存じます。

- ・JR東京駅からは、点線(-----)のとおり新日鐵ビル1階入口へ。
- ・東京メトロ大手町駅からは、地下道出口B8を利用され、新日鐵ビル地下1階入口へ。
- ・東京メトロ日本橋駅からは、地下道出口A1を利用され、新日鐵ビル1階入口へ。
- ・東京メトロ三越前駅からは、地下道出口B2を利用され、新日鐵ビル1階入口へ。

議決権御所有の株主各位

第82回定時株主總會招集御通知

拝啓 ますます御清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、来る**6月28日(水曜日)午前10時から、東京都千代田区大手町二丁目6番3号当社ホール(新日鐵ビル2階)**において、下記事項を目的として、第82回定時株主總會を開催致しますので、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

なお、当日御出席願えない場合には、お手数ながら、後記株主總會参考書類を御検討いただき、以下のいずれかの方法によって議決権を御行使くださいますようお願い申し上げます。重複して議決権を御行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取扱い致します。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否を御表示のうえ、6月27日(火曜日)午後5時までに到着するよう御送付ください。

[電磁的方法による議決権行使の場合]

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)を通じて6月27日(火曜日)午後5時までに御行使ください。なお、機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを御利用いただけます。

敬 具

記 會議の目的事項

- 報告事項 第81期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表及び損益計算書報告、会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告並びに取締役会決議による自己株式買受け報告の件
- 第1号議案 第81期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)利益処分案承認の件
- 第2号議案 役員賞与金支給の件
- 第3号議案 定款中一部変更の件
- 第4号議案 取締役11名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人2名選任の件
- 第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件
- 第9号議案 取締役及び監査役の報酬改訂の件

以 上

なお、営業報告書(取締役会決議による自己株式買受け報告を含む)、連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書、利益処分案及び監査報告書謄本は、同封の「第81期報告書」(1頁から41頁まで)のとおりであります。

1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 当日御出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付に御提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を御行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は御本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付に御提出ください。インターネットにより議決権を御行使される際には、31頁の【インターネットによる議決権行使について】をお読みください。
3. 株主總會参考書類及び同封の「第81期報告書」に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nsc.co.jp>)に掲載させていただきます。

【株主総会参考書類】

第1号議案 第81期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)利益処分案承認の件

利益処分案は、同封の「第81期報告書」(39頁)に記載のとおりであります。

株主配当金につきましては、連結業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要資金所要及び先行きの業績見通し等を勘案するとともに、さらなる財務体質の強化を図りつつ、配当を実施する方針と致しております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向20%程度(単独配当性向30%程度)を基準と致しますが、当面は財務体質改善が最優先課題であることから、連結配当性向15~20%程度(単独配当性向20~30%程度)と、基準に比べ、やや抑制した水準を目安とさせていただきことと致しております。当期につきましては、かかる方針を踏まえ、前期に比し4円増配し一株につき9円(連結配当性向17.4%、単独配当性向24.5%)とさせていただきたく存じます。

なお、租税特別措置法に基づく積立金及び準備金につきましては、同法の範囲内で積み立てる一方、特別積立金につきましては、機動的な資本政策等の遂行に備え、その全額1,600億円を取り崩すことと致しております。

第2号議案 役員賞与金支給の件

当期末時点の取締役37名及び監査役6名に対し、当期の業績、株主配当金の水準等を総合的に勘案して、役員賞与金総額4億1,000万円(取締役分3億7,960万円、監査役分3,040万円)を支給することと致したく存じます。

第3号議案 定款中一部変更の件

(1) 変更の理由

① 会社法等の施行に伴う変更

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

(i) 当社の定款に定めがあるものとみなされる事項の記載

ア 株式に係る株券を発行する旨(変更後の定款案第5条第2項)

イ 株主名簿管理人を置く旨(同第7条第1項)

ウ 取締役会を置く旨(同第15条)

エ 監査役会を置く旨(同第26条)

オ 会計監査人を置く旨(同第34条)

(ii) 定款で定めることにより可能となる事項についての規定の新設

ア 単元未満株主が行行使することができる権利の範囲を定める規定を新設(同第6条第2項)

イ 株主総会の招集手続の効率化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示についての規定を新設(同第14条)

ウ 必要が生じた場合に機動的な意思決定を行うことができるよう、取締役会の書面決議についての規定を新設(同第22条)

エ 有用な社外監査役を確保し、期待される役割を十分に発揮していただけるよう、社外監査役との責任限定契約についての規定を新設(同第32条第2項)

オ 取締役会決議による剰余金の配当等を可能にする規定を新設(同第36条)。なお、剰余金の配当等について株主総会で決定することを排除するものではありません。

(iii) 株主総会において株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を従前どおり1名とする旨を規定(同第13条第1項)

(iv) 株主総会において議決権の不統一行使をする場合の会社に対する通知方法を従前どおり書面に限る旨を規定(同第13条第2項)

② 事業目的に関する変更

当社事業の現状を踏まえ、事業目的を整理するとともに、記載順序・表現を整理・簡素化するものであります(同第2条)。

③ 取締役に関する規定の変更

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な体制を構築するため、次のとおり取締役に関する規定の変更を行うものであります。

(i) 取締役の員数の上限を48名から15名に減員(同第15条)

(ii) 取締役の任期を2年から1年(選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで)に短縮(同第17条)

- (iii) 副会長及び専務取締役についての規定を削除するなど、役付取締役に関する規定の見直し（同第19条）
- (iv) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を会長から社長に変更（同第11条及び第21条）

④ 補欠監査役の任期規定の削除

監査役の地位を強化するため、補欠として選任された監査役の任期規定（現行定款第30条第2項）を削除し、監査役の任期を常に4年とするものであります。

⑤ その他

- (i) 株式消却が行われた場合に発行可能株式総数を減少させないこととするため、現行定款第5条但書を削除するものであります。
- (ii) 定款規定の簡素化のため、現行定款第9条（株主の届出）、第24条（会長・社長の職務）及び第32条（監査役会の議長及び招集権者）を削除するものであります。
- (iii) 代表取締役及び常勤監査役の選定については、会社法に規定があるため、現行定款第23条及び第34条第1項を削除するものであります。
- (iv) その他、条文の記載順序の整理・変更、項数の表示、表現の修正・統一等の変更を行うとともに、条文及び章の新設・削除に伴い、条数・章数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分に変更部分であります。

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|---|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 | |
| 第1条 本公司は、新日本製鐵株式会社と称する。 英文では、NIPPON STEEL CORPORATIONと表示する。 | 第1条 (同 左) | |
| 第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 鉄鋼の製造・販売 2. 非鉄金属、セラミックス、化学製品及び電子部品の製造・販売 3. 製鉄プラント、化学プラント等の産業機械・装置及び鋼構造物の製造・販売 4. 環境プラント等の機械・装置、水道・水処理設備等の製造・販売及び廃棄物処理・再生処理事業 5. 建設工事の請負及び建築物の設計・工事監理並びに都市開発事業及び宅地建物の取引・貸借 (新 設) (新 設) (新 設) | 第2条 本公司は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。 (1) 鉄鋼の製造・販売 (削 る) (2) 産業機械・装置、鋼構造物、水道設備等の製造・販売 (削 る) (3) 建設工事の請負及び建築物の設計・工事監理 (4) 都市開発事業及び宅地建物の取引・貸借 (5) 化学製品、電子部品等の製造・販売 (6) 非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売 (7) コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング (削 る) (8) 貨物の運送及び倉庫事業 | 「炭素繊維の製造・販売」(変更後の定款案第6号)及び「貨物の運送及び倉庫事業」(同第8号)を追加し、「水処理設備の製造・販売」(現行定款第4号)、「バイオテクノロジーによる農水産物等の生産・販売」(同第7号)及び「前各号に係る技術の販売」(同第10号)を削除するなど、事業目的を整理するとともに、記載順序・表現を整理・簡素化。 |
| 6. コンピュータシステムの利用及び開発に係るエンジニアリング・コンサルティング | | |
| 7. バイオテクノロジーによる農水産物等の生産・販売 (新 設) | | |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>8. 教育・医療・スポーツ施設等の経営</p> <p>9. 電気・ガス・熱等の供給事業 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>10. 前各号に係る技術の販売</p> <p>11. 前各号に附帯する事業</p> | <p>(削 る)</p> <p>(9) 電気・ガス・熱等の供給事業</p> <p>(10) 廃棄物処理・再生処理事業</p> <p>(11) 文化・福祉・スポーツ施設等の運営</p> <p>(削 る)</p> <p>(12) 前各号に附帯する事業</p> | |
| <p>第3条 本社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> | <p>第3条 (同 左)</p> | |
| <p>第4条 本社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p> | <p>第4条 本社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p> | <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> |
| <p>第2章 株 式</p> | <p>第2章 株 式</p> | |
| <p>第5条 本会社が発行する株式の総数は、9,917,077,000株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> | <p>第5条 本会社が発行することができる株式の総数は、9,917,077,000株とする。</p> | <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> <p>株式消却が行われた場合に発行可能株式総数を減少させないこととするため、現行定款第5条但書を削除。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>2. 本社は、株式に係る株券を発行する。但し、1単元の株式の数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券は、株式取扱規程に定める場合を除き発行しない。</p> | <p>整備法により定款に定めがあるものとみなされる事項の記載。</p> <p>但書は、条文の記載順序の整理・変更に伴い、現行定款第6条第2項から移動。</p> |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>第6条 本社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> | <p>第6条 本社の発行する株式については、1,000株をもって、株主（実質株主を含む。以下同じ。）が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。</p> | <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> |
| <p>本社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</p> | <p>(削 る)</p> | <p>条文の記載順序の整理・変更に伴い、変更後の定款案第5条第2項但書へ移動。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>2. 本社の株主は、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に定める権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次項に定める請求をする権利</p> | <p>単元未満株主が行することができる権利の範囲を定める規定の新設。</p> <p>[御参考] 会社法第189条第2項各号に定める権利</p> <p>①株式無償割当てを受ける権利</p> <p>②単元未満株式を買い取ることを請求する権利</p> <p>③残余財産の分配を受ける権利</p> <p>④定款・株主名簿の閲覧等請求権</p> <p>⑤剰余金の配当を受ける権利</p> <p>⑥組織再編行為により金銭等の交付を受ける権利 等</p> |
| <p>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を本会社に請求することができる。</p> | <p>3. 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> | <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> |
| <p>第7条 本社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> | <p>(削 る)</p> | <p>自己株式の取得については、変更後の定款案第36条の規定により取締役会の決議によって行うことができるようになるため、削除。</p> |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>第8条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録簿への記録、単元未満株式の買取り又は売渡し等株式に関する事務は、名義書換代理人のみこれを取り扱う。</u></p> <p>第9条 株主、登録質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を届出なければならない。但し、署名の慣習ある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。 前項に掲げる者が、外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定め、届出なければならない。 前2項に定める届出事項に変更を生じたときは、変更された事項を届出なければならない。</p> | <p>第7条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(削 る)</p> | <p>整備法により定款に定めがあるものとみなされる事項の記載。</p> <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> <p>定款規定の簡素化のため削除。 (なお、現行定款に規定する事項は、株式取扱規程において定める。)</p> |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>第10条 株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主名簿への記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録簿への記録、単元未満株式の買取り又は売渡し、手数料その他株式に関する事項</u>については、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>第12条 前条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿記録の議決権を有する株主とする。</p> <p>第13条 株主総会は、<u>会長が招集し、その議長となる。</u> <u>会長に事故があるときは、社長が当り、社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役が当る。</u></p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席株主の議決権の過半数をもってする。</u> 商法第343条に定める決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上に当る多数をもってする。</u></p> | <p>第8条 本会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>第10条 前条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録の議決権を有する株主とする。</p> <p>第11条 株主総会は、<u>社長が招集し、その議長となる。但し、社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> | <p>記載内容を整理し、簡素化。 (なお、株式取扱規程は、第82回定時株主総会の終結後、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.nsc.co.jp) にて開示予定。)</p> <p>株主総会の招集権者及び議長を会長から社長に変更。</p> <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|--|---|---|
| 第15条 株主又はその法定代理人は、議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。 | 第13条 株主は、 <u>本会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2. 株主は、その有する議決権を統一しないで行使するときは、 <u>株主総会の日の3日前までに、書面により、その旨及び理由を本会社に通知しなければならない。</u> | 株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を1名とする旨を規定。 議決権の不統一行使をする場合の会社に対する通知方法を書面に限る旨を規定。 |
| (新 設) | | |
| (新 設) | 第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報については、法令に定めるところに従い、インターネットを利用した電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主に対して提供することができる。</u> | 株主総会参考書類等に記載又は表示すべき事項のインターネット開示についての規定を新設。 |
| 第4章 取締役及び取締役会 | 第4章 取締役及び取締役会 | |
| 第16条 本会社に、 <u>取締役48名以内</u> を置く。 | 第15条 本会社は、 <u>15名以内</u> の取締役及び取締役会を置く。 | 取締役の員数を減員。 整備法により定款に定めがあるものとみなされる事項(取締役会を置く旨)の記載。 |
| 第17条 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、 <u>その過半数をもってする</u> 。 | 第16条 取締役を選任する株主総会の決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、 <u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う</u> 。 2. (同 左) | 会社法の規定に合わせた変更。 |
| 取締役の選任決議は、 <u>累積投票によらないものとする</u> 。 | | |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|--|--|---|
| 第18条 取締役の任期は、 <u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期による。</u> | 第17条 取締役の任期は、 <u>選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 る) | 取締役の任期を2年から1年(選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで)に短縮。 |
| (新 設) | 第18条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける <u>財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u> は、 <u>株主総会の決議によって定める。</u> | 会社法の規定の内容に合わせた変更を行うとともに、条文の記載順序の整理・変更に伴い、現行定款第25条から移動。 |
| (新 設) | 第19条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役の中から会長及び社長各1名を選ぶことができる。</u> 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役の中から副社長及び常務を選ぶことができる。</u> | 条文の記載順序の整理・変更に伴い、現行定款第22条から移動。 副会長及び専務取締役についての規定を削除するなど、役付取締役に関する規定を見直し。 |
| 第19条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日から3日前に通知を發するものとする。 | 第20条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を發する。 | 会社法の規定に合わせた変更。 |
| 第20条 取締役会は、 <u>会長</u> が招集し、その議長となる。 <u>会長に事故があるときは、社長が当り、社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u> | 第21条 取締役会は、 <u>社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>但し、社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u> | 取締役会の招集権者及び議長を会長から社長に変更。 |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|--|----------------------------------|
| (新 設) | 第22条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u> | 取締役会の書面決議についての規定を新設。 |
| 第21条 <u>取締役会に関しては、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> | (削 る) | 条文の記載順序の整理・変更に伴い、変更後の定款案第25条へ移動。 |
| 第22条 <u>本会社に、会長、社長各1名、必要に応じて、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役中から選任する。</u> | (削 る) | 条文の記載順序の整理・変更に伴い、変更後の定款案第19条へ移動。 |
| 第23条 <u>会長及び社長は、各自会社を代表する。</u> <u>前項のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役若干名を定めることができる。</u> | (削 る) | 代表取締役の選定については、会社法に規定があるため、削除。 |
| 第24条 <u>会長は、本会社の業務を総理する。</u> <u>社長は、本会社の業務を統理する。</u> <u>会長に事故があるときは、社長がその職務を行う。</u> | (削 る) | 定款規定の簡素化のため削除。 |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|--|--|
| 社長に事故があるときは、 <u>取締役会の定めるところにより、副社長又は他の取締役がその職務を行う。</u> | | |
| 第25条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u> | (削 る) | 条文の記載順序の整理・変更に伴い、変更後の定款案第18条へ移動。 |
| 第26条 <u>本会社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。</u> | 第23条 <u>本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。</u> | |
| 第27条 <u>本会社に、必要に応じて、相談役若干名を置くことができる。</u> | 第24条 <u>本会社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。</u> | |
| (新 設) | 第25条 <u>取締役会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> | 条文の記載順序の整理・変更に伴い、現行定款第21条から移動。 |
| 第5章 監査役及び監査役会 | 第5章 監査役及び監査役会 | |
| 第28条 <u>本会社に、監査役7名以内を置く。</u> | 第26条 <u>本会社は、7名以内の監査役及び監査役会を置く。</u> | 整備法により定款に定めがあるものとみなされる事項(監査役会を置く旨)の記載。 |
| 第29条 <u>監査役を選任する株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもってする。</u> | 第27条 <u>監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> | 会社法の規定に合わせた変更。 |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年 内の最終の決算期に関する定時株主総会 終結の時までとする。</p> <p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条 監査役会を招集するには、各 監査役に対して会日から3日前に通知を 発するものとする。</p> <p>第32条 監査役会の決議により、監査 役中から監査役会の議長を定める。 監査役会は、監査役会の議長が招集す る。但し、他の監査役が、本定款及び監 査役会規程の定めに従い、監査役会を招 集することを妨げない。</p> | <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時まで とする。</p> <p>(削 る)</p> <p>第29条 監査役の報酬等は、株主総会 の決議によって定める。</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によっ て、監査役の中から常任監査役を選ぶこ とができる。</p> <p>第31条 監査役会を招集するには、各 監査役に対して会日の3日前までに通知 を発する。</p> <p>(削 る)</p> | <p>会社法の規定に合わせた変更。</p> <p>補欠監査役の任期規定を削除し、監査役 の任期を常に4年とする。</p> <p>会社法の規定に合わせた変更を行うとと もに、条文の記載順序の整理・変更に伴 い、現行定款第35条から移動。</p> <p>条文の記載順序の整理・変更に伴い、現 行定款第34条第2項から移動。 常任監査役の選任方法を「監査役の互 選」から「監査役会の決議」に変更。</p> <p>定款規定の簡素化のため削除。</p> |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>第33条 監査役会に関しては、本定款 のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。</p> <p>第34条 監査役は、互選により常勤の 監査役を定める。 本会社に、必要に応じて、常任監査役若 干名を置き、監査役の互選により選任する。</p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金 は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第36条 本会社は、監査役の責任につ き、法令の定めるところに従い取締役会 の決議をもって、これを免除することが できる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>第32条 本会社は、法令の定めるとこ ろに従い、取締役会の決議によって、監 査役の責任を免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、法令の定めるところに従 い、社外監査役との間で、当該社外監査 役の責任につき、2,000万円以上であら かじめ本会社が定めた額と会社法第425 条第1項各号に定める額の合計額とのい ずれか高い額を限度とする旨の契約を締 結することができる。</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、本 定款のほか、監査役会において定める監 査役会規程による。</p> | <p>条文の記載順序の整理・変更に伴い、変 更後の定款案第33条へ移動。</p> <p>第1項：常勤監査役の選定については、 会社法に規定があるため、削除。 第2項：条文の記載順序の整理・変更に 伴い、変更後の定款案第30条へ移動。</p> <p>条文の記載順序の整理・変更に伴い、変 更後の定款案第29条へ移動。</p> <p>社外監査役との責任限定契約についての 規定を新設。</p> <p>条文の記載順序の整理・変更に伴い、現 行定款第33条から移動。</p> |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|--|---|---|
| (新 設) (新 設) 第6章 計 算 | 第6章 <u>会計監査人</u> 第34条 <u>本公司は、会計監査人を置く。</u> 第7章 計 算 等 | 整備法により定款に定めがあるものとみなされる事項の記載。 会社法の規定に合わせた変更。 |
| 第37条 <u>本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> | 第35条 <u>本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> | 会社法の規定に合わせた変更。 |
| 第38条 <u>本会社の利益金は、株主総会の承認を得て処分する。</u> | 第36条 <u>本公司は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項を、取締役会の決議によって定めることができる。</u> | 取締役会決議による剰余金の配当等を可能にする規定を新設（なお、剰余金の配当等を株主総会で決定することを排除するものではない。）。 〔御参考〕会社法第459条第1項各号に定める事項 ①自己株式の取得に関する事項 ②欠損てん補のための準備金減少に関する事項 ③損失処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分に関する事項 ④剰余金の配当に関する事項 |
| 第39条 <u>株主配当金は、3月31日の最終の株主名簿記録又は記載の株主又は登録質権者に対し、支払うものとする。</u> | 第37条 <u>本公司は、3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録又は記載の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。</u> (削 る) | 会社法の施行及び変更後の定款案第36条の新設に伴い、現行定款の中間配当に関する規定（第2項）を削除するとともに、配当基準日に関する規定を整理。 会社法の規定に合わせた変更。 |
| 本公司は、9月30日の最終の株主名簿記録又は記載の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法293条の5に定める金銭の分配をすることができる。 | | |

| 現行定款 | 変更後の定款案 | 備 考 |
|---|---|----------------|
| 第40条 <u>株主配当金及び前条第2項により分配する金銭は、その支払の提供をしてから満3年を経過したときは、会社は支払の義務を免れるものとする。</u> | 第38条 <u>本公司は、剰余金の配当について、その支払の提供をしてから満3年を経過したときは、支払の義務を免れるものとする。</u> 附 則 第11条の規定にかかわらず、第82回定時株主総会の終結の時まで、株主総会の議長は、なお従前どおりとする。 同定時株主総会の終結の時をもって本附則を削る。 | 会社法の規定に合わせた変更。 |
| (新 設) | | |

第4号議案 取締役11名選任の件

第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役の任期が短縮され、現在の取締役全員は、第82回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任を願うものであり、取締役候補者は次のとおりであります。

なお、現在、当社の取締役である候補者の当社における担当は、同封の「第81期報告書」(18頁)のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

| 氏 名 (生年月日) | 略 歴 及 び 地 位 (他の法人等の代表状況) | 所 有 す る 当 社 株 式 の 数 |
|------------------------------|---|------------------------|
| 1 千 速 晃 (昭和10年3月6日) | 昭和32年4月 八幡製鐵株式会社入社 昭和62年6月 当社取締役経営企画部長 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社代表取締役副社長 平成10年4月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社代表取締役会長 (株)鉄鋼会館 代表取締役社長 (社)日本鋼構造協会 会長 (社)日本プロジェクト産業協議会 会長 (財)沿岸技術研究センター 会長 (財)新日鐵文化財団 理事長 (財)日中経済協会 会長 特定非営利活動法人 日中産学官交流機構 会長 | 現在に至る 198,000株 |
| 2 三 村 明 夫 (昭和15年11月2日) | 昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 当社取締役販売総括部長 平成6年6月 当社取締役営業総括部長 平成7年6月 当社取締役建材営業部門長 平成9年4月 当社常務取締役建材営業部門長 平成10年4月 当社常務取締役薄板営業部門長 平成12年4月 当社代表取締役副社長 平成15年4月 当社代表取締役社長 (財)クリーンジャパンセンター 会長 (財)国際臨海開発研究センター 会長 (財)国土技術研究センター 会長 | 現在に至る 144,000株 |

| 氏 名 (生年月日) | 略 歴 及 び 地 位 (他の法人等の代表状況) | 所 有 す る 当 社 株 式 の 数 |
|------------------------------|--|------------------------|
| 3 藤 原 信 義 (昭和20年1月22日) | 昭和43年4月 富士製鐵株式会社入社 平成9年6月 当社取締役財務部長 平成12年4月 当社取締役建材事業部長 平成13年4月 当社常務取締役棒線事業部長、建材事業部長 平成14年4月 当社常務取締役厚板事業部長、棒線事業部長 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役副社長 現在に至る | 105,000株 |
| 4 奥 村 直 樹 (昭和20年6月29日) | 昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役技術開発本部鉄鋼研究所長 平成15年4月 当社常務取締役技術開発本部鉄鋼研究所長 平成17年4月 当社代表取締役副社長技術開発本部長 (株)海洋バイオテクノロジー研究所 代表取締役社長 (株)鉦工業海洋生物利用技術研究センター 代表取締役社長 (財)金属系材料研究開発センター 理事長 | 現在に至る 68,000株 |
| 5 永 広 和 夫 (昭和20年10月9日) | 昭和43年4月 富士製鐵株式会社入社 平成11年6月 当社取締役広畑製鐵所長 平成13年4月 当社取締役名古屋製鐵所長 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役副社長 (社)日本鉄源協会 会長 (財)鉄鋼業環境保全技術開発基金 理事長 | 現在に至る 69,000株 |
| 6 関 澤 秀 哲 (昭和20年9月21日) | 昭和44年4月 八幡製鐵株式会社入社 平成11年6月 当社取締役総務部長 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役副社長 (社)産業と環境の会 会長 | 現在に至る 67,000株 |
| 7 宗 岡 正 二 (昭和21年5月3日) | 昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役秘書部長 平成15年4月 当社常務取締役薄板事業部長 平成17年4月 当社代表取締役副社長 (宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司 董事長) スチール缶リサイクル協会 理事長 | 現在に至る 55,000株 |

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び地位 (他の法人等の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-----------------------------|---|----------------|
| 8 嶋 宏 (昭和22年2月28日) | 昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役大分製鐵所長 平成14年4月 当社取締役棒線事業部室蘭製鐵所長 平成15年4月 当社常務取締役棒線事業部室蘭製鐵所長 平成17年4月 当社常務取締役 現在に至る | 46,000株 |
| 9 今久保哲大 (昭和21年12月4日) | 昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役海外営業部長 平成15年4月 当社取締役鋼管事業部長 平成17年4月 当社常務取締役薄板事業部長 現在に至る | 37,000株 |
| 10 増田規一郎 (昭和22年12月7日) | 昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役営業総括部長 平成15年4月 当社取締役営業総括部長、棒線事業部長 平成17年4月 当社常務取締役厚板事業部長、棒線事業部長 現在に至る | 81,000株 |
| 11 太田 順司 (昭和23年2月21日) | 昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役関連会社部長 平成15年4月 当社取締役経営企画部長、関連会社部長、 シリコンウェーハ事業部長 平成16年4月 当社取締役経営企画部長 平成17年4月 当社常務取締役 現在に至る | 43,000株 |

第5号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化・充実を図るため、新たに監査役1名の選任を願うものであり、監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、同候補者は、社外監査役候補者であります。

監査役候補者

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び地位 (他の法人等の代表状況) | 所有する 当社株式の数 |
|----------------------------|--|----------------|
| 1 木藤 繁夫 (昭和15年9月29日) | 昭和41年4月 東京地方検察庁検事 平成13年5月 広島高等検察庁検事長 平成14年10月 東京高等検察庁検事長 平成15年9月 退官 平成15年10月 弁護士登録 牛島総合法律事務所入所 現在に至る | 10,000株 |

第6号議案 会計監査人2名選任の件

現在の会計監査人である中央青山監査法人は、金融庁より、証券取引法に基づく監査業務、会社法に基づく監査業務等の2ヶ月間（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）の停止処分を受けました。これに伴い、同監査法人から、第82回定時株主総会の終結の時をもって当社の会計監査人を辞任する旨の申し出があり、同監査法人は、同定時株主総会の終結の時をもって辞任することとなりました。つきましては、会計監査人として新たにあずさ監査法人の選任を願うものであります。加えて、会計監査の継続性を確保するため、中央青山監査法人の業務停止の期間終了後の平成18年9月1日から、中央青山監査法人にも併せて監査を依頼することとし、同日をもって同監査法人を会計監査人として選任することを願うものであります。会計監査人候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

会 計 監 査 人 候 補 者

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 名 称 | あずさ監査法人 |
| | 主たる事務所の所在場所 | 東京都新宿区津久戸町1番2号 |
| | 沿 革 | 昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 井上斉藤英和監査法人と合併し、朝日監査法人に名称を変更 平成16年1月 あずさ監査法人と合併し、あずさ監査法人に名称を変更 |
| | 概 要 (平成18年3月31日現在) | ①出資金 3,220百万円 ②人員構成 公認会計士 1,634名（うち社員413名） 会計士補 833名 その他職員 662名 合 計 3,129名 ③関与会社数 5,662社 |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 2 | 名 称 | 中央青山監査法人 |
| | 主たる事務所の所在場所 | 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 |
| | 沿 革 | 昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立 昭和63年7月 新光監査法人と合併し、中央新光監査法人に名称を変更 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成12年4月 青山監査法人と合併し、中央青山監査法人に名称を変更 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併 |
| | 概 要 (平成18年3月31日現在) | ①出資金 1,507百万円 ②人員構成 公認会計士 1,851名（うち社員451名） 会計士補 717名 その他職員 939名 合 計 3,507名 ③関与会社数 5,171社 |

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第82回定時株主総会の終結の時をもって退任されます取締役 羽矢惇、北川三雄、中村皓一、太田英美、栗川勝俊、二村文友、入山幸、高橋逸夫、黒木啓介、東義、武田安夫、平山喜三、内田耕造、谷口進一、岩城正和、浜本康男、勝山憲夫、進藤孝生、内田純司、木内勝、西尾仁見、中津伸一、大下滋、小島徹、藤井康雄及び西岡潔の合計26名の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金内規に従い、総額10億8,750万円の慰労金を贈呈することと致したく存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-------|--|
| 羽矢 惇 | 平成9年6月 当社取締役人事・労政部長 平成13年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社常務取締役エンジニアリング事業本部副本部長 平成17年4月 当社代表取締役副社長エンジニアリング事業本部長 現在に至る |
| 北川 三雄 | 平成12年6月 当社取締役原料第二部長 平成15年4月 当社常務取締役 現在に至る |
| 中村 皓一 | 平成13年6月 当社取締役建材事業部堺製鐵所長 平成15年4月 当社取締役君津製鐵所長 平成16年4月 当社常務取締役君津製鐵所長 現在に至る |
| 太田 英美 | 平成13年6月 当社取締役エンジニアリング事業本部鉄構海洋事業部長 平成16年4月 当社取締役エンジニアリング事業本部鉄構海洋・エネルギー事業部長 平成17年4月 当社常務取締役エンジニアリング事業本部副本部長 平成18年4月 当社常務取締役エンジニアリング事業本部副本部長、 エンジニアリング事業本部技術本部長、 エンジニアリング事業本部パイプライン事業部長 現在に至る |
| 栗川 勝俊 | 平成13年6月 当社取締役建材事業部建材営業部長 平成14年4月 当社取締役建材事業部長 平成15年4月 当社取締役厚板事業部長、建材事業部長 平成17年4月 当社常務取締役大阪支店長 現在に至る |
| 二村 文友 | 平成13年6月 当社取締役技術総括部長 平成15年4月 当社取締役名古屋製鐵所長 平成18年4月 当社常務取締役名古屋製鐵所長 現在に至る |

| 氏名 | 略歴 |
|-------|---|
| 入山 幸 | 平成14年6月 当社取締役海外事業企画部長 平成15年4月 当社取締役海外事業企画部長、ブラジルCGLプロジェクト班長 平成15年8月 当社取締役海外事業企画部長、上海宝山冷延・CGLプロジェクト班長、 ブラジルCGLプロジェクト班長 平成17年4月 当社取締役上海宝山冷延・CGLプロジェクト班長 平成18年4月 当社常務取締役上海宝山冷延・CGLプロジェクト班長 現在に至る |
| 高橋 逸夫 | 平成14年6月 当社取締役大分製鐵所長 平成18年4月 当社常務取締役大分製鐵所長 現在に至る |
| 黒木 啓介 | 平成14年6月 当社取締役業務プロセス改革推進部長 平成17年4月 当社取締役技術総括部長 平成18年4月 当社常務取締役技術総括部長 現在に至る |
| 東 義 | 平成15年6月 当社取締役エンジニアリング事業本部エネルギーエンジニアリング事業部長 平成16年4月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役エンジニアリング事業本部新事業開発部長 平成18年4月 当社取締役エンジニアリング事業本部技術本部副本部長、 エンジニアリング事業本部技術本部技術開発研究所長、 エンジニアリング事業本部事業開発センター所長 現在に至る |
| 武田 安夫 | 平成15年6月 当社取締役広畑製鐵所長 平成17年4月 当社取締役棒線事業部室蘭製鐵所長 現在に至る |
| 平山 喜三 | 平成15年6月 当社取締役人事・労政部長 現在に至る |
| 内田 耕造 | 平成15年6月 当社取締役総務部長 現在に至る |
| 谷口 進一 | 平成15年6月 当社取締役財務部長 平成17年4月 当社取締役 現在に至る |
| 岩城 正和 | 平成15年6月 当社取締役 平成15年8月 当社取締役上海宝山冷延・CGLプロジェクト班副班長 現在に至る |

| 氏名 | 略歴 | |
|-------|--|-------|
| 浜本 康男 | 平成15年6月 当社取締役建材事業部堺製鐵所長 平成17年4月 当社取締役八幡製鐵所長 | 現在に至る |
| 勝山 憲夫 | 平成17年6月 当社取締役広畑製鐵所長 | 現在に至る |
| 進藤 孝生 | 平成17年6月 当社取締役経営企画部長 | 現在に至る |
| 内田 純司 | 平成17年6月 当社取締役建材事業部長、鋼管事業部長 | 現在に至る |
| 木内 勝 | 平成17年6月 当社取締役営業総括部長 | 現在に至る |
| 西尾 仁見 | 平成17年6月 当社取締役エンジニアリング事業本部総括部長 平成18年4月 当社取締役エンジニアリング事業本部海洋・エネルギー事業部長 | 現在に至る |
| 中津 伸一 | 平成17年6月 当社取締役業務プロセス改革推進部長 | 現在に至る |
| 大下 滋 | 平成17年6月 当社取締役技術開発本部鉄鋼研究所長 | 現在に至る |
| 小島 徹 | 平成17年6月 当社取締役原料第二部長 | 現在に至る |
| 藤井 康雄 | 平成17年6月 当社取締役建材事業部堺製鐵所長 | 現在に至る |
| 西岡 潔 | 平成17年6月 当社取締役技術開発本部技術開発企画部長 | 現在に至る |

第8号議案 退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、第82回定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止することと致しました。これに伴い、第4号議案が原案どおり可決された場合に重任することとなる取締役 千速晃、三村明夫、藤原信義、奥村直樹、永広和夫、関澤秀哲、宗岡正二、嶋宏、今久保哲大、増田規一郎及び太田順司の合計11名の各氏並びに在任中の監査役 関哲夫、松山茂、波江野勉、谷川久、茅陽一及び三木繁光の合計6名の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、同定時株主総会の終結の時までの在任期間を対象とする慰労金を打ち切り支給することとし、それぞれ当社役員退職慰労金内規に従い、取締役に対しては総額17億7,440万円、監査役に対しては総額1億1,110万円の慰労金を贈呈することと致したく存じます。

なお、贈呈の時期は、各氏の退任時と致したく存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 | |
|-------|---|-------|
| 千速 晃 | 昭和62年6月 当社取締役経営企画部長 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社代表取締役副社長 平成10年4月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社代表取締役会長 | 現在に至る |
| 三村 明夫 | 平成5年6月 当社取締役販売総括部長 平成6年6月 当社取締役営業総括部長 平成7年6月 当社取締役建材営業部門長 平成9年4月 当社常務取締役建材営業部門長 平成10年4月 当社常務取締役薄板営業部門長 平成12年4月 当社代表取締役副社長 平成15年4月 当社代表取締役社長 | 現在に至る |
| 藤原 信義 | 平成9年6月 当社取締役財務部長 平成12年4月 当社取締役建材事業部長 平成13年4月 当社常務取締役棒線事業部長、建材事業部長 平成14年4月 当社常務取締役厚板事業部長、棒線事業部長 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役副社長 | 現在に至る |
| 奥村 直樹 | 平成11年6月 当社取締役技術開発本部鉄鋼研究所長 平成15年4月 当社常務取締役技術開発本部鉄鋼研究所長 平成17年4月 当社代表取締役副社長技術開発本部長 | 現在に至る |

| 氏名 | 略歴 |
|-----------|---|
| 永 広 和 夫 | 平成11年6月 当社取締役広畑製鐵所長 平成13年4月 当社取締役名古屋製鐵所長 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役副社長 現在に至る |
| 関 澤 秀 哲 | 平成11年6月 当社取締役総務部長 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役副社長 現在に至る |
| 宗 岡 正 二 | 平成11年6月 当社取締役秘書部長 平成15年4月 当社常務取締役薄板事業部長 平成17年4月 当社代表取締役副社長 現在に至る |
| 嶋 宏 | 平成11年6月 当社取締役大分製鐵所長 平成14年4月 当社取締役棒線事業部室蘭製鐵所長 平成15年4月 当社常務取締役棒線事業部室蘭製鐵所長 平成17年4月 当社常務取締役 現在に至る |
| 今 久 保 哲 大 | 平成13年6月 当社取締役海外営業部長 平成15年4月 当社取締役鋼管事業部長 平成17年4月 当社常務取締役薄板事業部長 現在に至る |
| 増 田 規 一 郎 | 平成13年6月 当社取締役営業総括部長 平成15年4月 当社取締役営業総括部長、棒線事業部長 平成17年4月 当社常務取締役厚板事業部長、棒線事業部長 現在に至る |
| 太 田 順 司 | 平成13年6月 当社取締役関連会社部長 平成15年4月 当社取締役経営企画部長、関連会社部長、シリコンウェーハ事業部長 平成16年4月 当社取締役経営企画部長 平成17年4月 当社常務取締役 現在に至る |
| 関 哲 夫 | 平成16年6月 当社常任監査役（常勤） 現在に至る |
| 松 山 茂 | 平成16年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る |

| 氏名 | 略歴 |
|---------|----------------------------|
| 波 江 野 勉 | 平成17年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る |
| 谷 川 久 | 平成11年6月 当社監査役 現在に至る |
| 茅 陽 一 | 平成12年6月 当社監査役 現在に至る |
| 三 木 繁 光 | 平成17年6月 当社監査役 現在に至る |

第9号議案 取締役及び監査役の報酬改訂の件

現在の取締役及び監査役の報酬額は、平成2年6月28日開催の第66回定時株主総会において、取締役報酬額を月額1億600万円以内（当時の定款所定の員数48名以内）、監査役報酬額を月額1,100万円以内（同5名以内）として御承認いただき、今日に至っております。

今後の報酬額につきましては、第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役について定款所定の員数が15名以内に減員される一方、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を今般廃止し、業績に連動する報酬体系に繰り入れ一本化すること、また、使用人兼務となる取締役を予定しないなど役員構成が変ること等を勘案し、取締役報酬額を月額1億4,000万円以内（第3号議案が原案どおり可決された後の定款所定の員数15名以内）、監査役報酬額を月額2,200万円以内（定款所定の員数7名以内）とすることにつきまして、御承認願いたいと存じます。

なお、この報酬改訂は、各取締役及び各監査役が受け取る退職慰労金分を含む役員別報酬基準額を変えるものではありません。

以 上

【インターネットによる議決権行使について】

当日御出席願えない場合には、インターネットによって議決権を御行使いただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）^{ウェブ54}を御利用いただくことのみ可能です。

御利用に際しては、次に記載する内容を御一読いただき、御確認のうえ御利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

●議決権行使のお取扱い

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

●パスワードのお取扱い

1. パスワードは、議決権行使される方が御本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に管理してください。パスワードのお電話などによる御照会には、お答えできません。
2. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

●システムに関する条件

議決権行使ウェブサイトを御利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

1. 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
2. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - （1）Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2以降
 - （2）Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降
3. インターネットを御利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様の御負担となります。
4. 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使ウェブサイトは御利用いただけませんので御了承ください。

●パソコンなどの操作方法に関するお問合せ

インターネットでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法が御不明な場合は、下記にお問合せください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-65-2031（フリーダイヤル）（受付時間 土日・休日を除く 9：00～21：00）